

小平市立小平第六小学校 いじめ防止基本方針（改訂版）

1 いじめ問題に対する基本方針

すべての教職員が、「いじめは絶対に許されない」「いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こりうる」「どの子どもも被害者にも加害者にもなりうる」という認識に立ち、教育委員会や家庭、地域、関係機関と連携し、いじめの未然防止と早期発見・早期対応・重大事態への対処を徹底し、いじめ対策委員会を中心に組織として解決に向けて取り組みます。またいじめ対策委員会の組織や年間計画を広く地域に発信し、家庭や関係機関と協力して対応を進めていきます。

2 主な取組

(1) 特別活動等の充実

- ①人間として生きる上での思いやりや人とのかかわり合う力を養うため、児童の主体的な活動や話し合いの中で互いの交流を図ります。また、集団の一員として協力し合い、話し合う場面や認め合う場面を多く設け、自立心を育てるように努めます。
- ②教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育を充実させ、生命尊重、人権尊重の精神を培い、一人一人のよさを認め伸ばすとともに、豊かな情操を養い、規範意識や自尊感情の醸成、思いやりのある豊かな心をもった児童を育てていきます。またいじめは絶対に許されないことを自覚するようにするため、「いじめに関する授業」を年3回以上実施し、子どもが自ら話し合いを通していじめ防止の取組を推進できるようにしていきます。
- ③コミュニティ・スクールのよさを生かした地域参画型教育を推進し、多くの目で子どもの様子をとらえ、実態把握に努めます。

(2) 未然防止や早期発見のための措置

- ①「いじめ対策委員会」（いじめの防止等の対策のための組織）を設け、日常的、定期的子どもの情報を共有し、いじめの早期発見、早期対応に努めます。構成メンバーは校長、副校長、生活指導主任、養護教諭、スクールカウンセラーとします。地域安全パトロールと連携して、校外での子どもの状況を把握します。
- ②「ふれあい月間」を通じて、いじめに関する児童アンケートを年3回以上実施するとともに、毎月の「いじめ実態調査」を通して児童の様子を確認し、いじめの確実な発見に努めます。
- ③スクールカウンセラーによる小学校第5学年児童の全員面接の実施、相談窓口の周知等、相談活動を充実させます。
- ④全校として児童の実態を共通理解するため、年2回生活指導全体会、月2回程度生活指導夕会を実施します。
- ⑤いじめをはじめとした様々な課題を把握するため、学期の終わりに生活意識調査を実施します。
- ⑥いじめをはじめとする生徒指導上の諸問題等に関する校内研修を年2回スクールカウンセラーを講師として生活夕会で実施します。

(3) インターネットや携帯電話を利用したいじめ（ネットいじめ）への対策の推進

- ①児童へ安全指導の時間に学校 SNS ルールの確認や SNS ノート活用して情報モラル指導を実施します。また保護者会で、学校 SNS ルールを周知し家庭と連携して取り組みます。
- ②学校非公式サイト等の有害情報の把握に努め、問題のある書き込みに対しては迅速な対応を図ります。ネット上の人権侵害情報に関する相談の受付など、関係機関の取組についても周知します。

3 いじめが発生した場合の対応

- (1) いじめに気付いた教職員は、ただちに「いじめ対策委員会」に情報を上げます。管理職、生活指導主任、養護教諭、学年主任、当該児童担任、スクールカウンセラーによる「問題解決プロジェクトチーム」を速やかに立ち上げます。事実確認後、全教職員に周知するとともに、加害、被害児童、学級全体への指導、保護者対応、諸機関との連携に誰が、いつまでに、どのように対処するかを明確にし、組織的に速やかに対応する。事実確認の結果は、校長が教育委員会に報告します。
- (2) 被害児童、情報提供児童の安全・安心を確保します。
- (3) 加害児童に直ちにいじめをやめさせ、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導及びその保護者に対する助言を行います。
- (4) 犯罪行為として取り扱われるべきと判断される場合は、警察と連携して対応します。

4 重大事態への対処

- (1) 教育委員会や警察、関係諸機関と連携し、解決に向けて徹底した対応を図ります。
- (2) 教育委員会と連携し、事実関係を明確にするための調査を行います。
- (3) いじめを受けた児童及びその保護者に対し、重大事態の事実関係等必要な情報を適切に提供します。